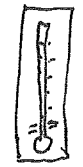


原発いらん！ 山口ネトワラ

4.1℃



2018年7月8日の報告

ネ367号

次の集まり

ネ1日曜日です。

2018年8月5日(日) 14時
いつものネ1日曜日はお盆と重なったので
ネ1日曜日になりました。
場所 周南市総合庁舎2F
ふれあいルーム

7月11日。「上関原発用地埋立禁止住民訴訟」の判決が出ました。

山口地裁の福井美栄裁判長は、「公有水面埋立法に忠実な判決を出されました。」

山口県知事が埋立免許の判断をズルズルと伸ばした事は「違法である」と。

新聞記事が↓P⑤
判決の内容をまとめた。↓P②

しかし、村岡知事は7月18日判決を不服として広島高裁に控訴。

新聞記事です。↓P⑤

村岡知事は「裁判中一度も争点になっていない部分まで取り上げて控訴になった」と言うが、この裁判は「公有水面埋立法」に知事が違反しているから、それにかかった費用を私、えという裁判である。

「争点になっていない」とは、村岡知事が「公有水面埋立法」は県知事が作るべき法律であるという認識そのものを欠いているのではないか。それが上関原発計画のゆくえのみに意識が集中して来たということだ。

山口県民の70%以上が原発建設に反対している。

それなのになぜ県民の代表であり、埋立権者でもある県知事が、「公有水面埋立法」を踏みにじってまで原発をつくらせようとするのか。

知事は「公有水面埋立法」をよく読んで欲しい。埋立法が六条には「権利を有する者には、その損害を補償しなければならない」という条文

代表者 小中 進
〒742-1513 山口県熊毛郡
田布施町大字麻部2208
TEL/FAX 0820-55-6291
振込口座(年会費2000円)
(郵)01590-5-27469
口座名 原発いらん!山口ネトワラ
作製・印刷
周防灘の自然を守る会
三浦 翠

イギリスアショアは
いらない!
とんどん値上り
6000億。
アメリカの軍需産業
に金をわたすな!

がある。祝島の入達が補償金の受取りを拒否しているのに、なぜ県知事はその声を直に聞くことさえしないで、埋立を許可したのか。
今回の控訴理由に「手続は間違っていないから」と知事は言っているが、そんな矮小なことばかりを保とうとするなんて、知事の名に値しないと感じる。
政治が片手なものは、政治ごしか片手なものがあるのに。
多くの県民が愛するこの瀬戸内海を、特に湧水と豊かな海藻群によって、周防灘のいのちとも言えるこの田の浦を「埋める」という事の重大さを村岡知事は全く認識していない。
頭の中は安倍政権へのゴマすりぞいっぴいだ。

7月3日。ネ5次エネルギー基本計画が閣議決定。
来年度の統一地方選挙、参議院選挙をにらんで
原発の新增設への言及はなかったが、原発推進
姿勢は変わらない。 ↓P⑤

6月27日、中電の株主総会で、清水希茂社長は、上関
原発について。 ↓P⑥

ご支援をお願いします。

福島の子どもたち in 山口 ~2018~
第6回夏の保養プロジェクト

8月4日(金)~10日(木)
3家族11人。
滞在拠点 山口市宮野上「紅花会」

- 子どもたちは放射能汚染の少ない場所を過ごすことで体内の放射能を排出し、傷ついた遺伝子の修復を早め、免疫力も回復することができず。
- 「テルノブイリ」では32年たった今でも、子どもたちに保養の権利が与えられています。日本政府は何もしません

カンパ振込先 ゆうちょ銀行
口座番号 01350-8-89562
口座名義 福島~山口 inの会の会

7月4日。名古屋高裁金沢支部は、大飯原発3、4号機の差止めを認める樋口英明裁判長の名判決(2014.5.21)を取り消すという国の方針にどう不当判決を言い渡した。

その裁判を傍聴していた人の一人は、その時の裁判長の様子をお次のようにリポートしている。

「控訴審判決で、内藤正之裁判長は、おどおどした様子で、全く自信なく、しどろもどろに判決要旨を読み上げました。あたかも、国家権力、国電あるいは最高裁に後ろから銃銃や匕首(あいくち)を突きつけられて、脅迫されながら朗読しているやうでした。」

朗読が始まった直後から、法廷内では、抗議の怒りがとび交いましたが、裁判長はこれを制止するゆとりすら持たず、朗読が終るや否や背後の扉から逃げ去りました。

あつち銃銃をつらつつけられているのはこの国の民主主義そのもの。(M)



除染土再利用の実証事業再検討へ

6/26 NHK福島ニュースWEBの記事です。 ↓p⑥

その他

その原発をのぐる動き

エネルギー基本計画に再生エネ主力化 明記 ↓p⑤

日米原子力協定 自動延長

47トン、核兵器6000発分の、日本が保有するプルトニウムを向題視。

福島プールのトリチウム水保管タンクの撤去了承—政府小委

フランス政府、次世代高速炉ASTRID計画 縮小へ。資金難のため。(日経6/29)

東海オ2原発パブコメ8月3日まで。

↓を越え中電の判断のみにべつたりくつつき、功でないことが明らかな時期になつても判断を留保したことは違法である(三浦)

上岡原発用地埋立禁止住民訴訟の判決について 2018年7月11日、2度の判決期日延長の後、やっと迎えた判決だった。

原告住民側の訴えは、山口県知事が中国電力に与えた「公有水面埋立免許」を「許可が1年以内に着工、3年以内に竣工」と定めた「公有水面埋立法」にのっとりて運用せず、ズルズルと引き伸ばしたのが法律違反であり、そのためにかつた費用20万円を知事は県に返せというもの。

これに対し、福井美枝裁判長は前山本知事の相続人に20万・現村岡知事に10万を県に支払えという判決を下した。つまり、両知事のしたことは違法であるという判決。

判決文は「免許権者(知事)としては、公有水面埋立法(公水法)の趣旨に照らし合理的な期間内に許否の判断を行うべき義務を負うというべきであり、特段の事情なくその判断を遅滞した場合には知事の不作為は裁量権の逸脱として、違法と評価されるべきことになると述べ、次の3点をあげている。

①埋立免許付与時点とは重大な変化(福島事故)が起き、指定期間の延長など、審査の適正を維持できない場合には新規免許において免許基準の判断が行われるべきである。

②県知事は2013年3月19日に中電に対し、2014年4月11日を回答期限とする補足説明を求めるとしているが、すでに同日から延長後の竣工期限(埋立完成)まで1年半に満たない状況で、2015年10月6日までに埋立が竣工する可能性があるとほ言えず、以後許否の判断を留保することは裁量権の逸脱として違法である。

③両知事が中電に対し求めた補充説明事項の中に事業者である中国電力の認識として「政府のエネルギー政策における上岡原発の位置付け」等、本来的に客観的な当否の判断に馴染まない事項が繰り返し含まれているとして、知事が埋立権者としての立場

● 例会の報告(7月8日)

● 参加地域。田布施、光、下松、周南、宇部

● 小中さんの「上関原発はいらない」朝のけいさつ10周年。322回目の7月1日のこと。

けいさつをはじめの時から、7月1日には毎年皆さんに集ってもらって来たが、今年も朝早くから、知人も集って下さって盛り上がりました。



みんなが車を8510台も連りぬき、上関町の周辺各所、大島、大島、柳井、光、平生、田中、施など、街頭アピールをしました。

各地で、カンパをもらったり、拍手してもらったり。南店セールのスーパーの前では、

「原発反対なら協力せんといけん」といって、言われ車を止めておめこのほりも立ち、何人もの市議や市民がマイクを持って訴えた。

この一日の行動は、上関原発のことを直接市民の耳にうつたえたい、核公にぼつたと思ひます。たまく、日曜日、お天気だったのも幸ひでした。

このけいさつも、3・11の前は物を投げつけられたり罵声をあびせられたりしたが、3・11の後はおけいさつと変わった。ずっとコッパヤといくことが人の気持ちを変えるのだと感ずる。

● エネルギー基本計画が閣議決定された。

上関のことは来年の選挙への影響を恐れておけいさつしたのだが、中電の社長と安倍が、上関原発は必ず作る」と約束しているらしいから、油断はならない。

● 宇部で「上関原発建設計画の白紙撤回を求め」る宇部市民の会」をつくりました。

このネットワークの会員にもなったので、今日は仲間と4人で来ました。

小中さんのがんばりを見て、宇部でも仲間をふゆして行きたいと思ひつています。

私の家は、村岡知事の発表のすぐ近くです。村岡知事には、「上関原発はいけん」というメッセージの県民世論の方を向けてもらいたい。

(立法・司法・行政)

● 今や三権分立が全く機能していない。政権が勝手に独走している。国民一人一人が地域から変えていかなくば、司法に頼るのではなく「民世論が」つかりしかなくば。

今回の大飯3、4号の再稼働を認めた判決でも、「司法が判断することはない」として、三権分立を自ら放棄してしまっている。

福井地裁の元裁判長、樋口英明氏の名判決に反論できているわけでは全くない。

裁判への行政の人事権による介入がひどい。

財務省の佐川氏を不起訴にした裁判官は榮駈。今や裁判官にも天下り先まで用意されるそう。

● 6月27日、中電の株主総会に行きました。

中電は、上関原発をやる気まんま。島根一号を廃炉にするからそのかわりに、上関をと。原発をやらんと収益は上らんと。

上関の中電の準備事務所には、今も49人の員が常駐している。上関、萩島の皆様の理解をいただくのに仕事もしている。



反原発の株主にも発言はさせる。しかし、社員やOB、機関投資家、それに中電に白紙委任している山口県のような株主の株数が圧倒的に多く、儲かることがや。

「原発の廃炉、使用済核燃料をどうするか」を考えると、原発がもうかるといつのは目の前のことだけなのに。

チラシを同封しています。

平和ってなんだろ

8月11日(土・祝)周南市保健センター 1階ホール

下地光暉明さんに聞く沖縄戦の話

下地さんは、1947年宮古島生まれ。首里高校、福島大学を卒業。高校教師(保健体育)を退職後は、HIV人権ネットワーク、エイズ夜間相談員、浦添市史がトとして活動。

現在は、沖縄平和ネットワーク、修学旅行事前学習アドバイザー、県立平和祈念資料館説明員、浦添市健康ウォーキング協会事務局長として活動。

ぜひ、いらして下さい。三浦

裁判のこと

伊方原発再稼働差止の仮処分
 2018年9月28日(金) 14時〜(岩国支部)
 中安保法制の裁判 10月17日(水) 14時〜(山口)
 伊方原発再稼働差止の(本訴)(岩国)
 2018年10月26日(金) 14時〜
 埋立免許差止の
 2018年11月14日(水) 14時〜(山口地裁)
 自然の権利裁判
 2018年11月14日(水) 14時30分〜(山口)

7月4日の裁判について

埋立免許差止のもの「自然の権利裁判」もすでに10年が経過している。

次回11月14日には(中旬)判決を出す。

最大の争点は原告の適格な点、それについてはっきりさせることになるだろう。

原告適格ありとなれば審議をすすめる。ないとなれば、控訴すること。

6/22 伊方原発運転差止山口裁判本訴。

本訴一回目。傍聴者もいっぱい。報道もいっぱい。原告14名。

弁護士が15分間、訴えの内容を読み上げる。

「南海トラフ地震が予見されること。伊方原発の耐震基準は650ガルにすぎないこと。中央構造線は四電が言うように8km先ではなく66m沖にあることなど。

続いて原告を代表して木村則夫さんが、原告を代表して、自分たちを六ヶ所だまされた美しい瀬戸内海をいつかかきつけてやりたいと意気見陳述。

7/13 伊方原発再稼働差止の仮処分(岩国)審尋のこと。審尋とは異例の公開の法廷で、地質学者で、愛媛大名誉教授の小松正幸さんの証言があった。弁護側の審問が一時、四電側の審問一時。裁判長、両階席も質問。

審問、審尋のために原告を動かした四電と、最大突を追求する学者の立場のちがいがよく見えた。審問のやりとりだけではわからない。こんな裁判が全国にひろがると嬉しい。

会計報告

2018年7月の会計報告 - 原発いらん!山口ネット7-7

2018年5月の残高	313,813,-
収入 会費とカン110	33000
支出 5月の報告作製,送料	30783
6月の " "	27746
切手代	184
差引残高	58,713

差引残高 288,100
 ○カン110と会費の振込みをありがとうございました。
 ○年会費は2000円です。(新)01590-5-27469
 口座名: 原発いらん!山口ネット7-7 (会計: 三浦)



イベント情報

8月5日(日) 14時〜	原発いらん!山口ネット7-7 例会	周南市総合庁舎2F 312会議室	0820-55-6291 山中
8月5日(日) 6日(月)	広島でいろいろあるのが、情報が周りに合		いません。
8月8日(水) 11時40分〜	朝鮮学校への補助金を復活させよう。県庁前座り込み	山口県庁前	083-223-9355
8月11日(土) 13時〜	沖縄戦の体験を学ぶ 下地 輝明さんの話	周南市 保健センター1Fホール	0834-88-3212 沖縄の話E南く会
9月8日(土) 15:00〜17:00	山城博治さん講演 私たちは憲法は保障されているのか	山口県セミナー2F 大研修室	アムネステイ 宇都.下関,山口 070-5522-0696
9月22日(土) 13:30〜	ドキュメンタリー映画 「蒼のシンフォニー」 上映	山口市民会館 小ホール 前売900円 当日999円	蒼のシンフォニー上映実行委 090-3630-5749 (既付)

山口県広報

やまぐち維新プラン (素案)へのご意見を募集

県では、新たな県政運営の指針となる「やまぐち維新プラン」(素案)について、県民の皆さまのご意見を募集しています。

素案は、県庁ホームページや県庁情報公開センター、各地方県民相談室などで、ご覧いただけます。

【募集期限】8月8日(水)必着
 ※意見の提出方法など、詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
 県政策企画課
 ☎083(933)2516

山口県パブリック・コメント 検索

意見をおくろう!

18.7.12 中

原告「画期的判決」と評価 「延長許可の根拠崩れる」

地裁判決。原告は「画期的な判決」と評価し、別の上関原発を巡る訴訟でさらに踏み込んだ判決が出るよう期待する。

(31面関連)

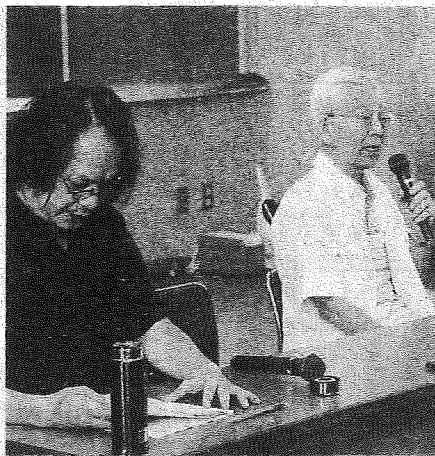
「今後の弾みになる」。判決後、山口市内の集会で原告の一人である児童文学作家の那須正幹さん(76)は笑みをみせた。損害賠償請求はわずかしら認められなかったが、一部違法の判断を勝ち取った。

県は2008年10月に埋め立て免許を交付。その後、中電から免許の延長申請を受けると「政府のエネルギー政策での上関原発の位置付け」がどうなっているのかなどを補足説明を要求。判断の材料としてきた。これに対し判決は中電の認識は「(免許延長の)当否の判断になじまな

い」と疑問を呈した。原告側の内山新吾弁護士は「判決の指摘を前提とすれば、村岡副知事が延長を許可した根拠が崩れる」と指摘する。

一方、村岡知事は判決を受けた報道対応の要請には応じず、県港湾課は「今後の対応を検討したい」と述べるにとどめた。延長後の埋め立て免許の期限は既に1年を切る。中電上関原発準備事務所は「コメントは控えたい」とした。

(堀晋也、中川晃平)



判決を評価する那須さん(左)たち原告

中国電力上関原発(上関町)建設予定地の海の埋め立て免許の延長申請を巡り、知事の判断先送りを一部違法と認めた1日の山口

18.7.24 毎日

地裁判決不服 県が控訴

上関原発 免許延長先送り訴訟

中国電力が上関町で進める上関原発建設計画を巡り、海面埋め立て免許の延長申請に対する可否判断を先送りしたの違法として、反対派住民が県側を訴えた訴訟で、県は23日、県側に事務経費の返還を村岡副知事らに請求するよう命じた山口地裁判決を不服として、控訴した。村岡知事は「5年近

い裁判中、一度も争点になっていない部分を取り上げて敗訴となっており、県としては主張も反論もできなかった。上級審に適切な判断を求める必要がある」と述べた。

【祝部幹雄】

18.7.4 中

原発新增設記載見送り 上関工事再開できず

政府は3日に閣議決定した新たなエネルギー基本計画で、原発の新增設の記載を見送った。原発への根強い反対世論を踏まえ、新增設を進めるのは困難と判断した。中国電力は上関原発(山口県上関町)の建設工事を当面再開できなくなると11面関連。

経済産業省の審議会では、政府が新增設に対する態度をほつきりさせるべきだと意見も出ていた。最終的には原発を「脱炭素化の選択肢」として重要性に

世耕弘成産相は3日の閣議後会見で、新增設の議論が不十分ではとの質問に対し「日本として出せる明確な方針を示した。議論は非常に十分オープンな場で尽くした」と強調した。

(河野場、新山創)

18.7.4 中

再生エネ主力化明記 政府、基本計画を決定

政府は3日、エネルギー政策の枠組みを決める「エネルギー基本計画」を4年ぶりに改定し、閣議決定した。太陽光や風力などの再生可能エネルギーを「主力電源化」と明記。2030年度の発電割合を22〜24%にする目標は維持し、実現に向け政策を結集する。原発は依存度を可能な限り低減させるが、エネルギー供給の安定性に寄与する「ベースロード電源」との

位置付けは変えなかった。

(3・8面に関連記事)

原発の使用済み核燃料から取り出すプルトニウムは「保有量の削減に取り組み」と明示し、大量保有に懸念を示す米国に配慮。大手電力は再生エネの拡大に本腰を入れる。東京電力ホールディングスは千葉真鍮子沖で洋上風力発電を計画。関西電力は福岡県にバイオマス発電所を建設する。他電力も大規模投資で原発と火

力発電に依存した電源構成からの脱却を急ぐ。

基本計画は再生エネの発電コストが世界的に急速に下がり、火力発電などと比べて割高さは解消されつつあると分析。普及を後押ししてきた固定価格買い取り

制度については、国民負担を抑えるため制度改革の必要性を指摘した。原発の発電割合も20〜22%に据え置いた。原発の新增設に踏み込まなかった

が、原発の長引く停止により火力発電の燃料費が膨らんだと強調。電気料金が上昇し、企業の国際競争力が低下するとの懸念を示した。与党や産業界に配慮した形で、再生エネの普及が進むか不安も残った。

東京電力柏崎刈羽原発(新潟県)など地元同意を得るめどが立っていない原発を念頭に、電力会社と自治体、住民との信頼関係の構築を求めた。石炭火力は二酸化炭素(CO₂)の排出量が他の電源より多く、非効率な発電所を減らしていく方向性を打ち出した。

確な方針を示した。議論は非常に十分オープンな場で尽くした」と強調した。上関原発を巡っては、山口県の村岡副知事が2016年8月に「発電所本体の着工時期の見通しがつかずまでは、埋め立て工事をしていない」と中電に要請した。中電の清水希茂社長は同計画で新增設の必要性が盛り込まれなければ、工事再開が難しいと説明してきた。同計画は3年に1度見直しが検討される。当面は上関原発の工事に着手できない見通しとなった。

中電は技術の維持なども

含めた安全性の確保の観点から「足元の再稼働のみならず、今後の新增設・リプレイス(建て替え)がおのずと必要になる」とコメントした。上関原発については「引き続き重要な電源である」とした。

除染土再利用の実証事業再検討へ

06月26日 18時35分

NHK NEWS WEB

福島 NEWS WEB

除染で出た土を二本松市の道路の土木資材として使う環境省の実証事業について、環境省が市に対し、風評被害などを懸念する市民の意見が多く、計画通りに事業が進められないとして、事業計画そのものを再検討する考えを伝えたことがわかりました。

環境省は、県内の除染で出た土を公共事業で再生利用することで、将来的に最終処分する廃棄物の量を減らす計画で、先月から二本松市の道路の土木資材として使う実証事業を始める予定でしたが、地元の市民グループなどからの反対で、先送りされています。

こうした中、26日開かれた、二本松市の議員協議会で三保恵一市長が、環境省から25日、風評被害などを懸念する市民の意見が多く計画通りに事業が進められないとして、事業計画そのものを再検討する考えを伝えてきたと報告しました。

環境省は、二本松市での計画を原発事故の避難区域に指定されていない自治体での初めての実証事業と位置づけてきましたが、これで、事実上、計画が延期されたこととなります。

これについて、三保恵一市長は記者団に対し、「延期だと受け止めている。市長として環境省に対し、市民の皆さんの多様な声を踏まえた慎重な対応を求めた」と述べました。

一方、環境省の担当者はNHKの取材に対し、「市民の皆さんの理解を得られるようにして事業を進めていきたい」と話しています。

18.6.28 18時35分
中電が株主総会 上関原発「重要」
推進姿勢強調

中国電力は27日に広島市の本社で開いた株主総会で、上関町で新設を目指す上関原子力発電所について、「安定供給、価格、地球温暖化防止の観点からも重要な電源だ」とし、改めて推進姿勢を強調した。

国はエネルギー基本計画の中で、原発新増設の方針を明確にしていない。総会では、同社役員らが質問に答える形で原発の意義を説明。また、同社が上関町に昨年度、8億円の寄付を行ったことについては、「町には立地推進に多大な協力をいただいている。地域振興のため協力するのが当社の姿勢だ」と述べた。

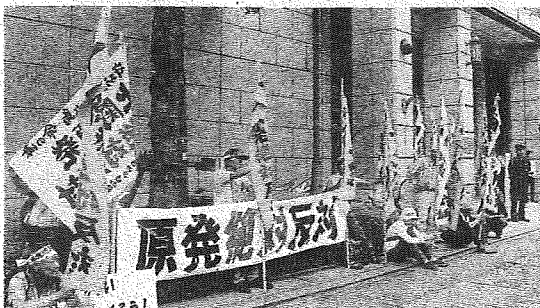
中国電力の株主総会

本社前では、予定地に近い同町祝島の住民ら約50人が「上関原発絶対反対」を訴えた。「上関原発を建てさせない祝島島民の会」の清水敏保代表は「計画が表面化して36年。町民同士の対立を招き、人間関係を壊した。修復には白紙撤回しかない」と語った。

上関原発計画 中電前で抗議 住民ら活動

中国電力が山口県上関町で計画する原子力発電所の建設に反対する同町の住民たちが27日、株主総会が開かれた広島市中区の中電本社前で計画の白紙撤回を求めて抗議活動をした。

建設予定地の4ヶ所沖合にある祝島の住民を中心に約40人が参加。本社の出入り口そばで横断幕やのぼりを掲げ「原発建設絶対反対」など口声を上げた。



日刊新聞南 8.7.6.



中国電力が上関町で進めている原子力発電所建設計画に反対している市民グループ、原発いらん・山口ネットワーク・小中連代表は1日、広島市など2市3町の市庁舎前で街頭演説をして原発建設反対を訴えた。

光 ● 辻立ち10年で3222回

中国電力が上関町で進めている原子力発電所建設計画に反対している市民グループ、原発いらん・山口ネットワーク・小中連代表は1日、広島市など2市3町の市庁舎前で街頭演説をして原発建設反対を訴えた。この日は札幌会議場の小中代表が27日の国連大会で原発反対の演説をした。同日の辻立ちをした。上関町では15人が参加した。

上関原発を建てさせない祝島島民の会の山根善夫事務局長は「計画が進まなくとも樂觀視できない。白紙撤回まで反対運動は緩めない」と述べた。

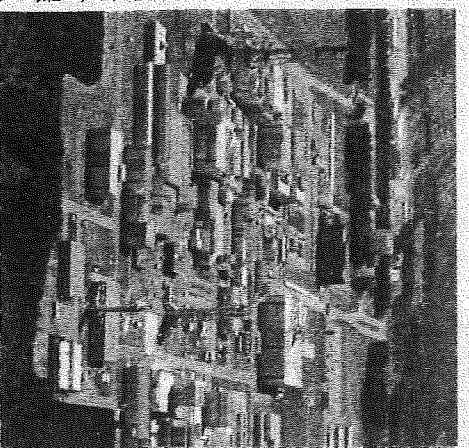
「不拡散に問題は無い。利用目的のないプルトウ...

「ワシントンが、中国に説明するために...

ワシントン 日本の選択

1/8.6.20日誌

核燃料サイクル 実現遠く



日本原燃の再処理施設にはすでに...

核の「み行き場なく

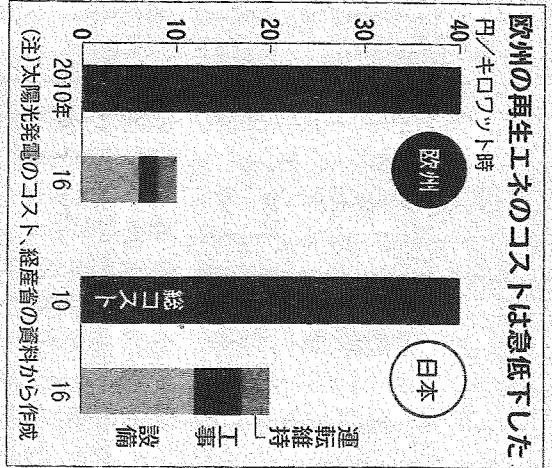
もんじゅも採算性から廃炉の原戻に戻される可能性も...

5月1日午後1時ごろ、ドイツで再生可能エネルギー...

ワシントン 日本の選択

1/8.6.19日誌

再エネ活用、欧州の背中遠く



欧州の再生エネルギーコストは急低下した...

環境後進国脱せるか

日本は大規模な風力発電を設置できる海や平地など...

「市の指導方針を考慮し、住友商事が仙台港近くに計画する火力発電所で、石炭を使わずに質バリエーションに富んだ燃料を燃やして発電する計画に、電力も参加して石炭とバイオガス次いでいる。パワーは18を一緒に燃やす火力発電所を建設する予定だった。と電所の建て替えを断念。関西電力も兵庫東赤穂市の石炭火力を建設を控え、油火力を石炭に変更する計画を諦めた。

四国電は今年4月に撤退し、住商が単独で計画を継続していた。のは2015年に採択された地球温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」がきっかけ。長期的に温暖化ガスの石炭火力の計画中止が相

エネルギー 日本への選択

▷4
'18.6.21日経

石炭火力 狭まる包囲網

大幅な削減が求められ、二〇二〇年代からの30年代までの排出石炭火力の廃止を打ち出した。世界の投資家や銀行も量が多い石炭火力が標的に

た。英国やフランスな環境面から採算が合わない

▷5
'18.6.22 日経

エネルギー 日本への選択

先行優先で計算 再稼働のめどがない原発の使用枠も確保したうえで空

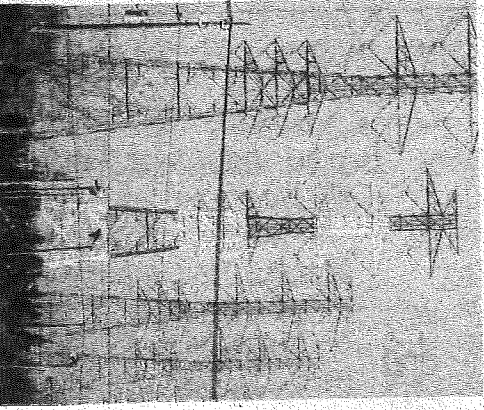
きをはじく「先行優先の運用方法の一部変更した。東北電は今春、送電線の東北地方では風力発電の運用方法を一部変更した。新設計が相次ぐ。送電線すべてが発電所が同時にフル出力になるケースを想定

不足理由に接続を断る。送電容量が最大6割増える

府にも電力大手にも改変姿勢はあざむき、既得権

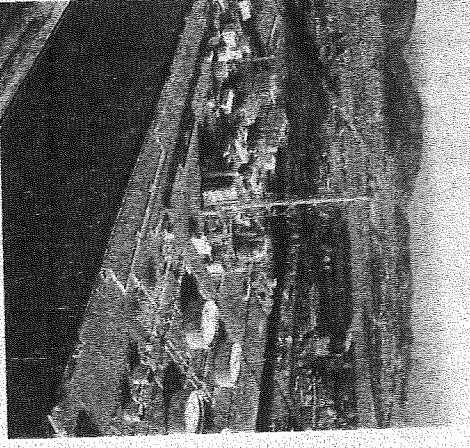
自由化先行するべきか

電力自由化なお未完



送電線の塔は電力大の競争の場

CO2削減技術力問う



石炭火力発電所の燃料転換を断念した赤穂市の火力発電所（兵庫県赤穂市）

と懸念し、資金を引き揚げて地域の偏りも少ない。可採年数は153年と石油よりも少ない。石炭火力が排出量取引などで「カーボン」を生産する。CO2を地中に埋め込み、埋め込み技術の国に求めた。炭素価格が付かない。排出量が多い石炭は発電コストが上振れる。原発の再稼働が、二酸化炭素削減の要諦である。CO2削減を担う。CO2削減を担う。CO2削減を担う。

送電網に既得権の壁

は発電と送電、小売の三分割だ。日本でも電力自由化の環境で2020年度までに電力大手は送電部門を分社するが、資

社が収益を確保しやすいだけで太陽光発電の容量が17年までの5年で36倍に増え

た。サウジアラビアは現状縮んでいくだけではない。

米国のグリッドやアンソールの導入に動く。米国のシェールガスの活用でエネルギー価格の低下と温暖化ガス削減の両立を掲げている。日本には強権も、資金も、資源もないが、健全な競争の徹底という選択肢

時代遅れの体制 海外に比べると大きく見劣りする。

大量の安定した電力が必要

中国は習近平政権の旗振りで太陽光発電の容量が17年までの5年で36倍に増え

た。サウジアラビアは現状縮んでいくだけではない。

米国のグリッドやアンソールの導入に動く。米国のシェールガスの活用でエネルギー価格の低下と温暖化ガス削減の両立を掲げている。日本には強権も、資金も、資源もないが、健全な競争の徹底という選択肢

代に合わせた体制がある。

再生エネルギーを本格活用する

再生エネルギーを本格活用する

再生エネルギーを本格活用する

再生エネルギーを本格活用する

目からウロコの“プログ” 稗史(はいし) 倭人伝 アベに壊される前に、何をすべきか！

注・稗史は民間の歴史書のこと。倭人とは日本人の古い呼称のこと。

**「安倍永久政権」完成前夜…
たった一人の異常者が
国を壊している**
2018・6・17 (抜粋)

『前夜』とは？
まだ僅かながらもそれを阻止する猶予があるからだ。猶予とは、9月に予定されている自民党の総裁選までの時間である。
もし、そこで安倍晋三が自民党総裁に選ばれたなら日本は間違いなく崩壊する。
戦後70年余り、紆余曲折を経ながらも、それなりに築き上げてきた民主主義国家が完全に崩れ去る。
たった一人の異常な人間によってである。
それはあたかもたった一人のヒトラーの出現によって破滅へと突き進んだドイツと同じ道である。

今ここで安倍を取り逃がしたら、
『つまり、つまりですね、これはもう間違いなく、国民はですね、言わば、国民は安倍内閣を支持しているということではないかと、そう思うところがございます。これはもう言わばまさしくそういうことであろうと思えますよ』ということになる。

森友・加計に見られる国政私物化
公文書の隠蔽・改竄・虚偽答弁
度重なる外交の失敗
明白な経済政策の失敗

全て、嘘と強権で乗り切ったのだ。
自民党も公明党も国会も司法もマスコミも全て安倍の前にひれ伏している。
何をやっても国民は受け入れる。
もう、怖いものなしである。

後はただ目標に向かってまっしぐらである。
目標は、憲法改正か？
いや、更にその先に待っているものがある。

安倍の憲法改正とは、単に9条改正だけを目指しているのではない。
9条改正は目に見える恐ろしさである。
真の恐怖は別なところにある。

自民党憲法改正案

第九章 緊急事態

第98条 (緊急事態の宣言)

1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

第99条 (緊急事態の宣言の効果)

1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関し

て発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

(下線は筆者)

よく読むと、恐ろしい条項がてんこ盛りである。一旦、内閣によって緊急事態宣言が発せられれば、その政権は永久に存続することができるのである。

「4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。」

「百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない」

つまり、衆議院は解散されないし、緊急事態は100日ごとに更新を繰り返せば、事実上、永久に継続されるのだ。

ただし仕上げにはもう一段の手続きが必要となる。

こちらのハードルは低い。

しかし、このハードルは憲法改正が成ったあとでなければ越えられないと思われる。

現憲法に緊急事態の規定がないからである。

法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

緊急事態宣言を発するためには、その根拠となる『法律』が必要なのである。

その法律とは？

『緊急事態法』である。

この憲法改正案の二つの条文には、やたらと『法律の定めるところにより』と言う文言が出てくる。改正憲法を機能させるためには、どうしても『緊急事態法』が必要になる。

現行憲法下では議会の解散を止めることは出来ない。

法律と同じ効力を持つ政令など認められない。

新憲法のもとではそれが可能になる。

何でも出来るのだ。

これまで自民党は、じわじわと数多くの有事対策強化法を成立させてきている。

しかし、安倍晋三が狙っている『緊急事態法』に比べれば、はるかに弱いものである。

どうしても現憲法の枠内でしか成り立たないからである。

憲法改正に向けての準備は着々と進んでいる。

『憲法改正国民投票法』も出来ている。

今、その改正案まで成立させようとしている。

安倍三選→憲法改正→緊急事態法→安倍永久政権

安倍晋三の野望『安倍永久政権』が実現する。

安倍晋三は死ぬまで日本国の内閣総理大臣であり続けることができるのである。

安倍三選の前に安倍内閣を退陣させなければならないのだ。

残された時間は少ない。

まさか、とっていてはいけなない。

安倍晋三は、「まさか」が通じない相手なのだ。

緊急事態条項の危険性について、木村草太さんが書いている。

WEBRONZA > 「安倍9条改憲」の核心を読み解く 緊急事態条項の実態は「内閣独裁権条項」 である自民党草案の問題点を考える

木村草太 首都大学東京教授(憲法学)

2016年03月14日

1 自民党草案の緊急事態条項とは

今年に入り、安倍首相や一部の自民党議員は、憲法改正に強い意欲を示しており、参院選の争点にしようとする動きもある。特に注目を集めているのが、緊急事態条項だ。

自民党は2012年に発表した憲法改正草案で、戦争・内乱・大災害などの場合に、国会の関与なしに内閣が法律と同じ効力を持つ政令を出す仕組みを提案している。具体的な条文は次の通りである。

第98条(緊急事態の宣言)・第99条(緊急事態の宣言の効果) (注：1頁に掲載あり、省略)

*注はチラシ作成者挿入。

発動要件は曖昧で、歯止めは緩い

98条は、緊急事態宣言を出すための要件と手続きを定めている。具体的には、法律で定める緊急事態になったら、閣議決定で「緊急事態の宣言」を出せる(98条1項)。また、緊急事態宣言には、事前又は事後の国会の承認が要求される(98条2項)。何げなく読むと、大した提案でないように見えるかもしれないが、この条文はかなり危険だ。



衆院予算委で改憲に関する質問に答える安倍晋三首相

まず、緊急事態の定義が法律に委ねられているため、緊急事態宣言の発動要件は極めて曖昧になってしまっている。その上、国会承認は事後でも良いとされていて、手続き的な歯止めはかなり緩い。これでは、内閣が緊急事態宣言が必要だと考えさえすれば、かなり恣意的に緊急事態宣言を出せることになってしまう。

効果は絶大な緊急事態宣言

では、緊急事態宣言はどのような効果を持つのか。要件・手続きがこれだけ曖昧で緩いことから、通常ならば、それによってできることは厳しく限定されていなければならないはずだ。しかし、草案99条で規定された緊急事態宣言の効果は強大である。四つのポイントを確認しておこう。

第一に、緊急事態宣言中、内閣は、「法律と同一の効力を有する政令を制定」できる。つまり、国民の代表である国会の十分な議論を経ずに、国民の権利を制限したり、義務を設定したりすること、あるいは、統治に関わる法律内容を変更することが、内閣の権限でできてしまうということだ。例えば、刑事訴訟法の逮捕の要件を内閣限りの判断で変えてしまったり、裁判所法を変える政令を使って、裁判所の権限を奪ったりすることもできるだろう。

第二に、予算の裏付けなしに、「財政上必要な支出その他の処分」を行うことができる。通常ならば、予算の審議を通じて国会が行政権が適性に行使されるようチェックしている。この規定の下では、国会の監視が及ばない中で不公平に復興予算をばらまくといった事態も生じ得るだろう。

第三に、「地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる」。つまり、地方自治を内閣の意思で制限できるということだが、これも濫用の危険が大きい。

例えば、どさくさに紛れて、首相の意に沿わない自治体の長に「辞任の指示」を出すような事態も考えられる。実際、ワイマール憲法下のドイツでは、右翼的な中央政府が、緊急事態条項を使って社会党系のプロイセン政府の指導者を罷免したりした。今の日本に例えると、安倍内閣が、辺野古基地問題で対立する翁長沖縄県知事を罷免するようなものだろうか。

第四に、緊急事態中は、基本的人権の「保障」は解除され、「尊重」に止まることになる。つまり、内閣は「人権侵害をしてはいけない」という義務から解かれ、内閣が「どうしても必要だ」と判断さえすれば、人権侵害が許されることになる。

これはかなり深刻な問題だ。政府が尊重する範囲でしか報道の自由が確保されず、土地収用などの財産権侵害にも歯止めがかからなくなるかもしれない。

以上をまとめるとこうなる。

まず、内閣は、曖昧かつ緩やかな条件・手続きの下で、緊急事態を宣言できる。そして、緊急事態宣言中、三権分立・地方自治・基本的人権の保障は制限され、というより、ほぼ停止され、内閣独裁という体制が出来上がる。これは、緊急事態条項というより、内閣独裁権条項と呼んだ方が正しい。

2 多数の国が採用?

このように見てくると、憲法に強い関心を持っていない人でも、この条文は相当危険だと言うことが分かるだろう。

しかし、安倍首相は、こうした緊急事態条項は、「国際的に多数の国が採用している憲法の条文」であり、導入の必要が高く、また濫用の心配はないと言う(1月19日参議院予算委員会)。これは本当だろうか。外国の緊急事態条項と比較してみよう。

一般論として、戦争や自然災害が「いつ起こるか」は予測困難だが、「起きた時に何をすべきか」は想定可能だ。そうした予測を基に、誰が、どんな手続きで何をできるのかを事前に定めることは、安全対策としてとても重要だろう。

そして、警報・避難指示・物資運搬等の規則を細かく定めるのは、国家の基本原則を定める憲法ではなく、個別の法律の役割だ。したがって、外国でも、戦争や大災害などの緊急事態には、事前に準備された法令に基づき対応するのが普通だ。

例えば、アメリカでは、災害救助法(1950年)や国家緊急事態法(1976年)などが、緊急時に国家が取りうる措置を定めている。

また、1979年に、カーター政権の大統領令により、連邦緊急事態管理庁(FEMA)という専門の行政組織が設置された。FEMAが災害対応に関係するいろいろな機関を適切に調整したことで、地震やハリケーンなどの大災害に見事に対処できたと言われている。

フランスでは、1955年に緊急事態法が制定されており、政府が特定地域の立ち入り禁止措置や集会禁止の措置をとることができる。後述するように、フランスには憲法上の緊急事態条項も存在するが、昨年末のテロの際には、憲法上の緊急事態条項ではなく、こちらの法律を適用して対処した。

慎重な議会手続きを要求

では、憲法上の緊急事態条項は、どのような場合に使われるのか。

まず前提として、多くの国の憲法は、適正な法律を作るために、国会の独立性を確保したり、十分な議論が国会でなされたりするなど、立法に慎重な議会手続きを要求していることを理解せねばならない。

逆にいえば、通常の立法手続きは面倒くさいということだが、政府の意のままに国会が立法したのでは、権力分立の意義が失われ、国民の権利が侵害される危険が高まる。もしも柔軟な立法を可能にするために議会手続きを緩和しようとするなら、憲法の規定が必要になる。

例えば、アメリカ憲法では、大統領は、原則として議会招集権限を持たないが、緊急時には議会を招集で

きる(合衆国憲法2条3節)。また、ドイツでは、外国からの侵略があった場合に、州議会から連邦議会に権限を集中させたり、上下両院の議員からなる合同委員会が一時的に立法権を行使したりできる(ドイツ連邦共和国基本法10a章)。

これらの憲法は、政府に立法権を直接に与えているわけではない。大統領に議会召集権を与えることで国会の独立性を緩和させたり、立法に関わる議員の数を減らすことで迅速さを優先させたりしているに過ぎない。

また、フランスや韓国には、確かに、大統領が一時的に立法に当たる権限を含む措置をとれるとする規定がある。しかしその権限を行使できるのは、「国の独立が直接に脅かされる」(フランス第五共和制憲法16条)とか、「国会の招集が不可能になった場合」(大韓民国憲法76条)に限定される。あまりに権限が強いので、その権限を行使できる場面をかなり厳格に限定しているのだ。フランスは昨年末のテロの際に緊急事態宣言を出しているが、それが憲法上の緊急事態宣言ではなかったのは、こうした背景による。

つまり、アメリカ憲法は、大統領に議会召集権限を与えているだけだし、ドイツ憲法も、議会の権限・手続きの原則を修正するだけであって、政府に独立の立法権限を与えるものではない。また、フランスや韓国の憲法規定は、確かに一時的な立法権限を大統領に与えているものの、その発動要件はかなり厳格で、そう使えるものではない。

これに対し、先ほど述べたように、自民党草案の提案する緊急事態条項は、発動要件が曖昧な上に、政府の権限を不用意に拡大している。

他の先進国の憲法と比較して見えてくるのは、自民党草案の提案する緊急事態条項は、緊急時に独裁権を与えるに等しい内容だということだ。こうした緊急時独裁条項を「多数の国が採用している」というのは、明らかに誇張だろう。

確かに、憲法上の緊急事態条項は多数の国が採用しているが、自民党草案のような内閣独裁条項は、比較法的に見ても異常だといわざるを得ない。

*
なんということ！ 9条改憲阻止に目を奪われている先に、こんな恐ろしい結果が待っていると……。

2018年6月27日

ちらし作成「アヒンサー」

*アヒンサーとは、サンスクリット語で、「殺されたくない、殺したくない」という意味です。